

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大多喜町	48.7 歳	15 人	228,287 円	237,453 円	231,273 円				
調 理 員	49.0 歳	13 人	226,038 円	232,600 円	227,615 円	調理士	43.1 歳	282,300 円	0.82
清 掃 職 員	43.5 歳	2 人	242,900 円	269,000 円	254,900 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	0.90
千葉県	49.4 歳	899 人	330,096 円	380,725 円	360,135 円				
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円		320,514 円				
類似団体	49.6 歳	13 人	273,188 円	292,069 円	283,639 円				

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
 (平成16年～平成18年の3ヶ年平均)
 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数及び平均給与

区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
全 体						1 *	2 *	5 2,211	3 2,519	1 *	3 2,637		15 2,375
調 理 員							2 *	5 2,211	2 *	1 *	3 2,637		13 2,326
清 掃 職 員						1 *			1 *				2 2,690

- (注) 1 データは、平成19年4月1日現在のものである。
 2 表の上段は人数(単位:人)下段は平均給与(単位:百円)。
 3 対象となる人数が2人以下の場合は個人情報保護の観点から、平均給与の欄をアスタリスク(*)としている。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(二)(国家公務員の行政職俸給表(二)の1級～3級を合成したものを)を適用。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
じん芥処理取扱手当	作業に従事した日	1日 500円

- (注) 1 データは、平成19年4月1日現在のものである。

ウ 昇給基準

毎年4月1日に前一年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳に達した日後については、2号給)を標準として昇給。

2. 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充としており、平成11年度以降新規採用を実施していない。
職員の給与については、人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に基づき運用しており、今後においても適正な給与制度・運用に取り組んでいく。

3. 具体的な取り組み内容

技能労務職員の給料表については、国家公務員の行政職棒給表(二)の1級から3級までを合成し作成している。今後についても、国、県及び民間の同種の職種の給与に留意しながら、適正な給与制度改正・運用に取り組んでいく。
平成17年度より職員の勤務評価を実施しており、今後勤務評価を昇給・昇格へ反映させるように制度の構築を図っていく。

4. その他

技能労務職員については、退職者不補充を行っているため、今後は、民間委託等の推進や事務・事業の見直しを進めていく。